

平成30年度税制改正
—事業承継税制について—18-003号
通巻:0183

前回に引き続きまして、今回も平成29年12月14日発表されました税制改正大綱について一部ご紹介したいと思います。取り上げる内容は、今回の改正で大きな改正点である事業承継税制についてご説明したいと思います。

まず、中小企業庁の資料によると、「今後10年の間に、70歳(平均引退年齢)を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人となり、うち約半数の127万(日本企業全体の1/3)が後継者未定。現状を放置すると、中小企業は廃業の急増により、2025年頃までの10年間累計で約650万人の雇用、約22兆円のGDPが失われる可能性。特に地方において、事業承継問題は深刻。」と記載されており、喫緊の課題となっております。

そこで、上記の課題の解決策として今回の改正で、下記のような改正が入ります。そのおかげで、従前のものに比べ利用がしやすくなりました。

内容	現行	改正
株式の制限	株式総数の3分の2。	株式総数の100%。
納税猶予税額	贈与税は、100%。相続税は、80%。	贈与税及び相続税100%。
雇用確保要件	5年間の雇用平均が80%未達の場合 全額納付+利子税。	80%を下回った場合でも、理由書(認定支援機関の意見や指導助言があるもの)を都道府県に提出すればOK。
次世代経営者への引継ぎ要件	先代経営者から後継者へのみ。	複数の株主から代表者である後継者(最大3人)へ。
相続時精算課税制度の適用範囲	60歳以上の父母又は祖父母から、20歳以上の子又は孫へのみ。	左記に加え、親族外から、20歳以上の後継者(子や孫でなくても適用可能)へもOK。

国としては、次世代の後継者にタスキを渡してくれるのなら、贈与税や相続税の税金を大幅に減免してあげますよ。ということなのですね。 優良な黒字企業が後継者がいないため、廃業になるとGDPが失われ、国としても非常に大きな痛手になりますからね。

後継者が見つかったとしても、事業承継に費やす期間は、後継者の育成も含め5年～10年と言われていいます。 還暦を迎えてから準備をするのでは遅いのです。 早めのご準備をしていってくださいね。話を戻しまして、この税制の注意点としましては、この税制は適用期間があります。

その期間は、平成30年1月1日からの10年間です。

また、適用を受けようとする会社は、平成30年4月1日から5年間の間に計画書を必ず提出する必要があります。

この税制は、納税猶予や税金の減免等がありますが場合によっては、取り消されるリスクがあることを考慮した上で利用してください。 また、この税制を利用せずに事業承継を円滑に行える場合もありますので、事業承継をお考えの際は、会社の状況を把握されております顧問税理士に一度ご相談くださいませ。

最後に、今回の改正により少しでも多くの黒字会社が救われればと存じ上げます。

記載しました内容は、下記を参照しておりますので、詳細は各自ご確認くださいませ。

参照:中小企業庁 平成30年度 中小企業・小規模事業者関係 税制改正について
平成30年税制改正大綱



初めまして、平成30年1月9日よりクラージュ総合会計事務所に入社しました長岡と申します。

1日でも早く新しい環境に慣れ、職務に励む所存でございます。

今後もこれまでと変わらぬ、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

クラージュ総合会計事務所 長岡 昭宏